

公募型プロポーザル方式による日本赤十字社宮崎県支部でのリース方式による照明設備 LED 化事業 照明器具の仕様及び事業実施にあたっての留意事項

1. 照明器具の仕様

LED 照明への更新については、全て器具交換とし、次の要求を満たしたものとする。
なお、標準品の器具が無い等、器具選定が困難な場合は発注者と協議すること。

- ・ 日本国内に本社を有するメーカーの製品（新品）であること。
- ・ 交換する器具は原則既存器具と同様の形状・構造のものとする。既設器具設置状況を考慮し、必要に応じてリニューアルプレート等の使用や落下防止措置等を講ずるとともに、設置場所や使用環境に適した器具を選定すること。
- ・ 電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）及び同省令等で定める技術基準を満たした製品であること。
- ・ ISO9001 及び ISO14001 の認証取得工場で製造された製品であること。
- ・ 設計寿命が 40,000 時間以上の製品であること。
- ・ 基本照明（ベースライト・ダウンライト）は、原則、光束維持率 70%以上の製品及びグリーン購入法適用器具であること。
- ・ 照度 (Lx)、および色温度、平均演色評価数 (Ra) は、原則、既存の照明器具と同等以上とすること。
- ・ 本事業に関連する JIS（日本産業規格）、JIL、JEL、JLMA（日本照明工業会）、各種ガイドライン等の各種規格に適合するもの又は同等以上のものであること。
- ・ 外部に設置する LED 照明器具については、適切な防水性、耐候性、耐食性を有すること。
- ・ 受注者は契約締結後、原則として令和 9 年 3 月末日までに照明器具の取り替えを行う。

ただし、プロポーザル書類を作成する時点で器具の納期見込みから当該期限までの取り替えが難しい場合には、可能な限り早期の取り替え完了日を設定して事業実施スケジュールを提案すること。

また、契約締結後も、事業者の責めによらない事情により照明器具の納入が遅れる等やむを得ない事情が発生した場合には、速やかにその期限について発注者と協議するものとする。

- ・ 受注者は、施工にあたり必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務、施工監理及びその他の関連業務を実施する。
- ・ 照明機器のうち、LED 化されていないものについては、原則として全て LED 照明への取替を行うこととする。また、LED 化されている部分についても、リース契約の対象とするために必要であれば再度 LED 化する（支部 1 階車庫部分を除く）。現在、管球を取り外し、点灯を間引きしている照明器具についても、LED 照

明への取替を行う。

- ・ 既存機器が調光器を使用している場合は、調光対応とすること。

2. 事業実施にあたっての留意事項

ア 現地調査及び詳細設計において、回路調査等を十分に実施し、作業を安全かつ確実に実施すること。

イ 設置作業にあたっての安全管理は、担当者と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。

ウ 設置作業において発生する軽微な工事、補修などについては、本契約の作業範囲として実施すること。

エ 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に担当者と調整し、事故及び紛争などを防止すること。

オ 搬入経路については、施設管理運営上の支障に留意のうえ、担当者の承諾を得ること。

カ 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の当支部敷地内における必要な場所の確保については、事前に担当者の承諾を得ること。

キ 個別の作業場所での作業時間帯の決定にあたっては、担当者の指示に従うこと。

ク 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。

ケ 作業終了後に床等の清掃を行うこと。

コ 誘導灯・非常照明の交換については、関係法令を順守すること。

サ 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し受注者で処分するものとする。

シ 受注者は、施工した照明器具の仮使用を認めること。

ス 受注者は工事目的物及び工事材料等を対象とする第三者に対する対人・対物事故による法律上の損害賠償責任を負担できる請負業者損害賠償責任保険に加入すること。保険期間は、契約開始日から工事目的物引渡しの日までとする。

セ 選定されなかったプロポーザル書類の返却を希望する場合は、提出時にその旨を申し出ること。

ソ 提案については、本事業予算及び予定工期の範囲内とすること。